

## 後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します

東京都後期高齢者医療広域連合では、7月中旬に、加入者（被保険者）へ平成22年中の所得金額<sup>(※)</sup>に基づき決定された、後期高齢者医療保険料の決定通知書と納付書を送付します。

納付方法などにより送付内容が異なります。通知を確認してください。

<sup>(※)</sup>所得金額：前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除対象外）

**4月の年金から保険料が差し引かれている方**

決定通知書のみを送付します。  
10・12月・平成24年2月の年金からの差引額は、今回の決定額から4・6・8月に年金から差し引いた額の合計の差額となります。

**平成22年度に保険料を納付したが、平成23年4月の年金から保険料が差し引かれていない方**

決定通知書と第1期から第8期までの納付書を送付します。  
第1期から第3期までの納付書だけ

が同封されている方は、10月の年金から保険料を差し引く予定です。

平成22年度から口座振替で納付している方や口座振替の申込みを済ませた方には、納付書は送付しません。

**平成23年4月2日以降に75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に入した方や、住所異動した方**

第1期から第8期までの納付書を送付します。

保険料は、平成24年4月の年金から差し引かれます。

**税金の申告をしていない方**

均等割額のみ決定通知書と納付書を送付し、平成22年中の所得額が分かりしだい変更通知書を送付します。

※年度途中で平成22年中の所得額の変更や転出などの異動があった場合は、その都度保険料額の変更通知書を送付します。

### ◆納付には便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、毎回の納付の手間が省け便利です。口座振替への切替手続きは、通知書に同封する口座振替依頼書に記入し、金融機関へ提出してください。

※今まで国民健康保険税の納付に口座振替を利用していた方も、新たに手続きが必要です。

※年金から保険料が差し引かれている方も口座振替へ変更することができません。この場合、金融機関での口座振替の申込みのほかに、市役所での手続きが必要となります。詳しくは、問い合わせてください。

**問合せ** 保険年金課高齢医療・年金係



## 公園の利用はマナーを守って

最近、公園での騒音などの苦情が増えています。

特に夏は夜中の花火に関する苦情が多く寄せられます。公園内で火気を取り扱うことは禁止しています。

公園は、マナーを守って利用してください。

**問合せ** 土木課公園管理係

## 7月は政治家の寄附禁止強化月間

政治家が選挙区内の人に金銭や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めてもいけません。

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

**みんなで徹底しよう「三ない運動」**

- 政治家は有権者に寄附を贈らない
- 有権者は政治家に寄附を求めない
- 政治家から有権者への寄附は受け取らない

**問合せ** 選挙管理委員会事務局

# インターネット公売

市税などの滞納により市が差し押さえた動産・不動産を、インターネットによるオークション形式で公売します。

公売に参加するには、7月8日(金)午後1時～22日(金)午後11時に、ヤフー・オークション・インターネット公売のホームページで事前の登録が必要です。

また、公売に先立ち、動産を展示する市独自の下見会を行います。

※市税などの納付状況により公売を中止する場合があります。

**公売物件** 市役所正面玄関前掲示板、市ホームページ、ヤフー・オークション・インターネット公売のホームページで確認してください。

**入札期間** 7月29日(金)午後1時～31日(日)午後11時

**羽村市下見会**  
日 時 7月12日(火)  
午前10時～午後2時

**会場** 市役所1階ロビー

**問合せ** 納税課納税担当

# 特別児童扶養手当

市内在住で、次のいずれかの障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者の方に支給される手当です。

- ① 身体障害者手帳1・2・3級程度
- ② 愛の手帳1・2・3度程度
- ③ ①、②と同程度の疾病もしくは身体または精神障害のある方

## 支給額 (月額)

- 1級：5万5500円
- 2級：3万3670円

## 支給制限

次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- ① 父母または養育者およびその扶養義務者の所得が基準額以上るとき
- ② 児童が施設に入所しているとき
- ③ 児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき

※受給要件などによって、申請方法や必要書類が異なります。詳しくは、問い合わせてください。

**問合せ** 子育て支援課支援係



## 願い事がかないますように♪

7月7日まで、園内にモウソウ竹を利用した特大七夕を飾ります。

動物公園にある短冊に自由な願い事を書いて七夕飾りにつるしませんか。

**開催期間** 7月7日(木)まで

**会場** スタディホール青空広場



▲動物公園の七夕飾り

**問合せ** 動物公園 ☎ 579-4041



都会の夏を抜け出して、高原で心地よい時を過ごしてみませんか。

## ■ 7月のKOYOMI湯

7月はスッキリさわやか「ミントの湯」です。

## ■ 7月のイベント

### 北杜市産のカブトムシ

夏休み期間中に宿泊のお子さん(小学生以下)へプレゼントするため、休暇村の林の中で大切に育てています。7月中旬以降に羽化する予定です。

### 溪流釣り

休暇村敷地内の小川で溪流釣り(ニジマス釣り)を開始します。

お子さんの夏休みの思い出に、ニジマス釣りを楽しんでみませんか。釣った魚は、夕食時に塩焼きにして提供します。

**期間** 7月16日(土)～8月31日(木)

午前8時～午後4時50分

**参加費** 1竿(2時間)…500円、餌…100円

### 【8月のイベント】

休暇村直営農園での収穫体験や、採れたて野菜と手作り食品などを販売する高原朝市を予定しています。

**問合せ** 自然休暇村 ☎ 0120-47-4017 ☎ 0551-48-4017

良いな 自然はいいな